

厚生労働大臣が定める掲示事項

- 当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

1 北海道厚生局届出事項

当院は下表の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

| 基本診療料 | |
|-------------------------------|-------------------|
| 有床診療所入院基本料（入院基本料1） | 外来感染対策向上加算 |
| 医師配置加算1 | 看護配置加算1 |
| 看護補助配置加算1 | 時間外対応加算1 |
| 夜間看護配置加算1 | 看取り加算 |
| 有床診療所急性期患者支援病床初期加算 | 有床診療所在宅患者支援病床初期加算 |
| 特掲診療料 | |
| 外来・在宅ベースアップ評価料1 | 入院ベースアップ評価料 |
| CT撮影・MRI撮影（16列以上64列未満）マルチスライス | |

2 医療情報取得について

当院は、マイナンバーカード等を用いたオンライン資格確認を行う体制を有しております。

当院を受診した患者さんに対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っております。

3 明細書の発行について

当クリニックでは、医療の透明化や患者への情報提供を推進していく観点から、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しています。明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査や処置の名称などが記載されるため、その点をご理解いただき、取り扱いにはご注意ください。

明細書の発行を希望されない方は、受付にてその旨お申し出ください。

4 情報通信機器を用いた診療（オンライン診療）

当院では、情報通信機器を用いた診療の初診の場合、向精神薬を処方しておりません。